

まちづくり大賞 2014 支援金交付規定

(趣旨)

第1条 この規定は、石岡市・小美玉市・かすみがうら市における地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進を目的とした事業に対し、一般社団法人石岡青年会議所理事会（以下「石岡JC理事会」とする）が推薦し、且つ一般から投票していただき、優秀な事業にまちづくり支援金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(まちづくり支援金交付対象者)

第2条 まちづくり支援金の対象者は、石岡市・小美玉市・かすみがうら市に活動拠点がある団体及び個人とする。但し、対象者が未成年のみで構成される場合は、責任者として成人2名以上が構成員として加入していることとする。

2 次の各号に掲げるものは、助成金交付の対象としない。

- (1) 暴力団関係者
 - (2) 前1号に掲げるほか、石岡JC理事会が不相当と判断する団体及び個人
- (まちづくり支援金交付対象事業)

第3条 まちづくり支援金の交付対象事業は、前条の規定に該当する対象者が主催する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の活性化が期待できる事業
- (2) 魅力あるまちづくりの推進に効果が期待できる事業
- (3) 市民の意識向上・技能向上を目的とする事業
- (4) 現実可能であり、また将来的に期待できる事業

2 次の各号に掲げるものは、助成金交付の対象としない。

- (1) 政治、宗教、営利を目的とした事業
 - (2) 特定の個人、団体のみが利益を受ける事業
 - (3) 施設、備品の整備のみを目的とした事業
 - (4) 国、地方公共団体その他の団体等からの助成等を受ける事業
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、石岡JC理事会が不相当と判断する事業
- (まちづくり支援金額等)

第4条 まちづくり支援金は、前条第1項に規定する事業に要する経費のうち、水道光熱費等の経常的な運営に関わる経費、従事者に支給する手当、飲食に要する経費、事業実施に直接関わらない経費を除く経費を支援する。

2 まちづくり支援金の種類は、まちづくり大賞（400,000円を限度とする）、石岡JC特別賞（50,000円）とする。

(まちづくり支援金の参加申請)

第5条 まちづくり支援金の助成を受けようとする対象者（以下「申請者」とする）は、次

の各号に掲げる書類を添えて、石岡 J C 理事会に提出しなければならない。

- (1) まちづくり大賞 2014 エントリーシート
- (2) 会員名簿
- (3) 会則、規約、又はそれに代わるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、石岡 J C 理事会が必要と認める書類

2 石岡 J C 理事会は、申請団体の行う事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(まちづくり支援金選考及び決定)

第 6 条 まちづくり大賞は 1 次審査（書類選考）、2 次審査（面接選考）、最終審査（投票）を行い最も優秀な事業を選考し決定する。

2 石岡 J C 特別賞は申請者の中から、石岡 J C 理事会により優秀な事業を選考し決定する。

3 石岡 J C 理事会は、必要があると認めるときは、まちづくり支援金の交付の決定に当たり条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第 7 条 まちづくり支援金の助成決定の通知を受けた申請者（以下「決定者」とする）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係るまちづくり支援金の助成決定は、なかったものとみなす。

(事業の変更等)

第 8 条 決定者は、事業計画を変更（石岡 J C 理事会が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又事業計画を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく、事業変更・中止・廃止承認申請書を石岡 J C 理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 石岡 J C 理事会は、前項の規定による承認の申請があったときは、内容を審査し、その結果を事業変更・中止・廃止承認通知書により決定者に通知するものとする。

(事業報告書)

第 9 条 決定者は、助成事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて石岡 J C 理事会に提出し事業報告をしなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、石岡 J C 理事会が必要と認める書類

2 石岡 J C 理事会が掲げる期限までに助成事業が完了しない場合には、次の各号に掲げる書類を添えて石岡 J C 理事会に提出し事業中間報告をしなければならない。

- (1) 事業中間報告書
- (2) 領収書等の写し

(3) 前3号に掲げるもののほか、石岡J C理事会が必要と認める書類
(まちづくり支援金の交付)

第10条 まちづくり支援金は、第4条の規定により交付するものとする。

2 決定者が前項の規定によりまちづくり支援金の交付を受けようとするときは、まちづくり支援金請求書を提出し、石岡J C理事会は財政審査を行い交付を決定する。

(交付決定の取消し等)

第11条 石岡J C理事会は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、まちづくり支援金の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の行為によりまちづくり支援金の交付を受けたとき。

(2) まちづくり支援金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか助成事業に関してまちづくり支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は石岡J C理事会の指示に従わなかったとき。

(4) 事業の変更等により、事業の全部又は一部を継続することがなくなったとき。

2 石岡J C理事会が、前項の規定によりまちづくり支援金の交付決定を取り消し、又は変更したときは、決定者は返還を請求された日から起算して15日以内にまちづくり支援金の全部又は一部の返還しなければならない。

(書類の整備)

第12条 決定者は、助成事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、これを5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、石岡J C理事会が別に定める。